

家庭用廃天ぷら油を回収します

環境課 ☎66・1121

市民団体「蒲郡地域の茶の間の会」が、家庭から出る廃天ぷら油を回収し、その売却益で市内の公園などに植樹をする事業を始めました。回収した油は環境にやさしいバイオディーゼル燃料として再生されます。これまで燃やすごみとして捨てていた廃油をリサイクルして、環境保護に役立てませんか。

回収日時 毎月10日(水・土・日曜日、祝日の場合は翌日) 午前10時〜正午
「天ぷら油のテンの口」と覚えてください。

《今後の回収予定日》

3月11日(木)、4月12日(月)、5月10日(月)、6月10日(木)

以降、毎月実施

回収場所 サラプラザ蒲郡(港町22)

回収方法 ペットボトルに入れてお持ちください。天かす、水分などが混入しないようにお願いします。

回収できる廃油 植物系の食用油(なたね、大豆、コーン、ひまわり)

※ラードや牛脂などの動物系の油は対象外です。

◎賞味期限の過ぎた未使用の食用油も回収します。

問合先 ガステックサービス(株) ☎0532・511151

公共下水道供用開始区域の縦覧をします

下水道課 ☎66・1140

次の区域は3月31日から下水道が利用できます。詳細については、関係図書縦覧ができます。

【単独公共下水道】

三谷北通四丁目・五丁目、形原町上辻・北古城・北新田・計後家・東戸甫井・広田・南市場・南古城・南戸甫井、西浦町大谷ヶ入・北稻生・北馬場・黒山・西蛸蛎・馬々・東蛸蛎・東稻生・南稻生・向野の各一部

【流域関連公共下水道】

大塚町上中島・上向山・西屋敷・半後の各一部

縦覧期間 3月17日(水)〜31日(水)

午前8時30分〜午後5時15分(土・日・祝日を除く)

縦覧場所 下水道課(市役所本館2階)

119番通報受信場所が消防指令センターに変わります

通信指令課 ☎68・5119

4月1日からの共同受信に伴い、119番を受信する場所が、現在の市消防本部から豊橋市に設置されている消防指令センター(豊橋市中消防署)に変わります。

受信場所が変わっても通報の手順は変わりません。今までどおり、一般加入電話・携

帯電話・IP電話から、市外局番無しの「119」で消防指令センターにつながります。

ファクスによる通報も「119」でつながります。

ただし、言語による119番通報が困難な方を対象とした、Eメール緊急通報の送信先などについては変更があります。

詳しくは、通信指令課または市役所福祉課(☎66・1106)へお問い合わせください。

お詫びと訂正

2月号8ページの「まちの達人／蒲郡SLを守る会」の文中に誤りがありました。訂正してお詫びします。

【まちの達人】8行目

〈誤〉毎年1回の保守・・・

←
〔正〕 毎月1回の保守・・・



3月1日～7日 春の火災予防運動

「消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子」

火災はちょっとした気のゆるみ、不注意から発生します。

火の取り扱いには十分注意をし、火災の発生を未然に防ぎましょう。



住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

★3つの習慣

- 寝たばこは絶対やめる
- ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスコンロなどのそばを離れるときは必ず火を消す

★4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために住宅用火災警報器を設置する
- 寝具、衣類、カーテンからの火災を防ぐために防炎品を使用する
- 火災を小さいうちに消すために住宅用消火器などを設置する
- お年寄りや体の不自由な人を守るために隣近所の協力体制をつくる

住宅用火災警報器の設置について

平成20年6月1日から、すべての住宅への火災警報器設置が義務化されました。

まだ取り付けていない方は早めに設置してください。

詳しくは、消防本部予防課へお問い合わせください。

消防本部予防課 ☎68・0937